

平成23年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	救急薬品配付費		担当部局庁	労働基準局労災補償部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和31年度		担当課室	補償課		河合 智則		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		施策名	Ⅱ 2 4 労働災害に被災した労働者等の社会復帰に向けたリハビリ等を支援する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	重大災害等における救急薬品等の配付実施要綱				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。重大災害等による被災労働者や当該重大災害等に係る復旧活動等を支援するため、事業場等に対して応急的処置として必要な医薬品等を配付する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	都道府県労働局長が、管内において重大災害等が発生し、かつ、当該重大災害等の発生状況からみて、救急薬品等の配付が必要であると認める場合には、厚生労働本省へ報告し、指示を仰ぐとともに、事業場、災害対策本部等と協議の上、必要なものに限って、救急薬品等の小売業者と購入及び納入契約を締結し救護施設等に支給するもの。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	15	13	7			
	執行額	0.6	0.8	6.4				
	執行率(%)	4.0%	6.2%	91.4%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (年度)
	本事業は、重大災害等による被災労働者や当該重大災害等に係る復旧活動等を支援するため、事業場等に対して応急的処置として必要な医薬品を配布するもので、目標設定にはなじまない。		成果実績		—	—	—	—
			達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	本事業は、重大災害等による被災労働者や当該重大災害等に係る復旧活動等を支援するため、事業場等に対して応急的処置として必要な医薬品を配布するもので、目標設定にはなじまない。		活動実績 (当初見込み)		—	—	—	—
						( )	( )	
単位当たりコスト	— (円/ — )		算出根拠	—				
平成23・24年度予算内訳		23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由				
	—	—	—					
	計							

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的 状況・予算の	—	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の 流れ、 費目・ 使途	×	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	重大災害等による被災労働者等を支援する目的で、事業場等に対して必要な医薬品を緊急に配布する必要があったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定に基づき緊急随意契約を行った。
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、 成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	平成22年度をもって事業を廃止した。		
予算監視・効率化チームの所見			
	—		—
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
—			
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			

厚生労働省  
6.4百万円(平成22年度執行額)



A. 都道府県労働局  
6.4百万円

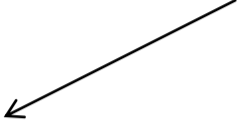
[ 救急薬品等の必要性の判断。 ]

← 購入・納入  
契約 →

【緊急随意契約】

救急薬品等交付業者

救急薬品等納入



救護施設等

資金の流れ  
(資金の受け  
取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する) (単  
位: 百万円)

A. 宮城労働局			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
救急薬品配布費	救急薬品等の小売業者と購入及び納入契約を締結し救護施設等に支給	2.6			
計		2.6	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロッ  
 クごとに最大の  
 金額が支出され  
 ている者につい  
 て記載する。費  
 目と使途の双方  
 で実情が分かる  
 ように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	宮城労働局	都道府県労働局長が、管内において重大災害等が発生し、かつ、当該重大災害等の発生状況からみて、救急薬品等の配付が必要であると認める場合には、厚生労働本省へ報告し、指示を仰ぐとともに、事業場、災害対策本部等と協議の上、必要なものに限定して、救急薬品等の小売業者と購入及び納入契約を締結し救護施設等に支給するもの。	2.6		
2	福島労働局	同上	2.3		
3	岩手労働局	同上	1.6		
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					